

7. 敷地外設置にかかる継続設置の報告について

附置義務駐車施設等を敷地外駐車場に設置した建築主は、当該駐車施設等の現況（敷地外駐車施設等の設置状況）について、毎年1回、市に報告する必要があります。（規則第8条第3項第2号）

- ・ 報告書 1 通（別記様式見本あり）
- ・ 付近見取図 1 通（当該敷地と敷地外駐車場の位置を示してください）

報 告 書

年 月 日

大 阪 市 長 様

住所

(法人にあっては事務所の所在地)

(甲) 氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

(TEL)

大阪市指令計(駐)第 号で承認を受けた駐車施設等の設置状況について、建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第8条第3項第2号の規定により、駐車場の管理者の意見を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 建築物の名称

2. 建築物の位置

3. 敷地外駐車場の名称

4. 敷地外駐車場の位置

5. 設置台数

台

6. 駐車場管理者の意見

甲は、乙が管理する駐車場において、上記のとおり駐車施設等を確保しております。

(乙) 住所

氏名

(TEL)